

連邦量刑ガイドライン
＜抜粋＞

第 8 章 - 組織の量刑

§ 8B2.1. 効果的なコンプライアンス及び倫理プログラム

- (a) § 8C2.5 (有責性評点) のサブセクション (f) 及び § 8D1.4 (推奨される審査の条件 - 組織) のサブセクション (b)(1) を目的として、効果的なコンプライアンス及び倫理プログラムを持つためには、組織は以下を行わねばならない：

- (1) 犯罪行為を防止及び発見するためにデューデリジェンスを実施する。そして
- (2) その他、倫理的行動と法令遵守への取組みを奨励する組織文化を促進する。

このようなコンプライアンス及び倫理プログラムは、犯罪行為の防止及び発見において概して効果的なものとなるよう、合理的に設計、実装、及び実施されなければならない。差し迫った犯罪を防止又は発見できないことは、必ずしもプログラムが犯罪行為の防止及び発見に概して効果的ではないことを意味するわけではない。

- (b) デューデリジェンス、及びサブセクション (a) の意味の範囲内での倫理的行動と法令順守の取組みを奨励する組織文化の推進には、最低限、次のものが必要である：

- (1) 組織は、犯罪行為を防止し、発見するための基準と手順を確立しなければならない。
- (2)
 - (A) 組織の統治機関は、コンプライアンス及び倫理プログラムの内容及び運用についての知識を有し、コンプライアンス及び倫理プログラムの実施及び有効性に関して合理的な監督を行わねばならない。

- (B) 組織の上級職員は、このガイドラインに記載されているように、組織が効果的なコンプライアンス及び倫理プログラムを備えていることを確保しなければならない。上級職員内の特定の個人には、コンプライアンス及び倫理プログラムに対する全体的な責任が割り当てられなければならない。
 - (C) その組織内の特定の個人は、コンプライアンス及び倫理プログラムに対する日常の運営責任を委任されなければならない。運営責任を負う個人は、コンプライアンス及び倫理プログラムの有効性について、定期的に上級職員に、また必要に応じて統治機関又は統治機関の適切なサブグループに報告しなければならない。かかる運営上の責任を遂行するために、その個人には、適切なリソース、適切な権限、及び統治機関又は統治機関の適切なサブグループへの直接的なアクセスが与えられなければならない。
- (3) 違法行為や有効なコンプライアンス及び倫理プログラムに反するその他の行為に従事したことをその組織が知っていた、又はデューデリジェンスの実施を通じて知っていたはずの個人を、組織の実質的な権限の職員に含めないよう組織は合理的な努力を払わねばならない。
- (4)
- (A) 組織は、効果的な研修プログラムを実施することにより、サブパラグラフ (B) で言及される個人に、その基準と手順、及びコンプライアンス及び倫理プログラムのその他の側面を実際的な方法で定期的に伝達するための合理的な措置を講じなければならない。その他、そのような個人の役割と責任に関する情報を広めなければならない。

- (B) サブパラグラフ (A) で言及される個人とは、統治機関のメンバー、上級職員、実質的な当局の職員、組織の従業員、及び必要に応じて組織の代理人を指す。
 - (5) 組織は合理的な措置を講じなければならない —
 - (A) 犯罪行為を発見するための監視と監査を含め、組織のコンプライアンス及び倫理プログラムが遵守されていることを確認する。
 - (B) 組織のコンプライアンス及び倫理プログラムの有効性を定期的に評価する。そして
 - (C) 組織の従業員や代理人が、報復を恐れることなく、犯罪行為又はその可能性について通報し、指示を求めることができるように、匿名性及び秘密保持を可能とする仕組みを含む通報制度を構築し、周知する。
 - (6) 組織のコンプライアンス及び倫理プログラムは、(A) コンプライアンス及び倫理プログラムに従って実行するための適切なインセンティブを通じて、組織全体で一貫して推進及び実施されなければならない。また、(B) 犯罪行為に関与した場合、及び犯罪行為を防止又は発見するための合理的な措置を講じなかった場合の適切な懲戒処分を行う。
 - (7) 犯罪行為が発見された後、組織は、組織のコンプライアンス及び倫理プログラムに必要な修正を行うことを含め、犯罪行為に適切に対応し、さらなる同様の犯罪行為を防止するための合理的な措置を講じなければならない。
- (c) サブセクション (b) を実施する際、組織は犯罪行為のリスクを定期的に評価し、このプロセスを通じて特定された犯罪行為のリスクを軽減するために、サブセクション (b) に規定される各要件を設計、実装、又は修正するための適切な措置を講じなければならない。

背景: このセクションでは、効果的なコンプライアンス及び倫理プログラムの要件について説明している。このセクションは、2002 年サーベンス・オクスリー法のセクション 805(a)(5) に対応するもので、同条は、連邦量刑委員会に対し、「組織的な犯罪行為を抑止し、処罰するのに十分なものとなること」を確保するよう、必要に応じて、この章で組織に適用されるガイドライン及び関連するポリシーステートメントを見直し、修正するよう指示している。

このガイドラインに定められた要件は、組織が代位責任を負う犯罪行為の合理的な予防と発見を達成することを目的としている。犯罪行為の防止と発見に努める組織の事前の努力は、組織が刑事犯罪で有罪判決を受ける場合、組織に対する適切な罰則と保護観察期間に直接影響する。

履歴: 2004 年 11 月 1 日発効 (修正 673)。2010 年 11 月 1 日より発効する修正 (修正 744)。2011 年 11 月 1 日 (修正 758)。2013 年 11 月 1 日 (修正 778)。

本資料は、アメリカ合衆国の連邦量刑ガイドラインの第 8 章を消費者庁の責任において部分的に翻訳して作成したものであり、内容について同国の連邦量刑委員会の承認を得たものではない。また、本資料は公益通報者保護制度検討会の参考資料として使用するために作成されたものであり、それ以外の目的による使用について、消費者庁は何ら責任を負うものではない。